

令和5年度浦安市青少年問題協議会議事録

1 開催日時 令和6年2月7日(水) 午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所 浦安市役所 4階 S2～4会議室

3 出席者

(委員)

石黒真平副会長、柳毅一郎委員、西澤健二委員、藤田朗委員、笠井和枝委員、榎本俊夫委員、助川浩一郎委員、日暮一正委員、大滝美佳委員、塩谷祐司委員、館里枝委員、高木一郎委員、鈴木忠吉委員、内田直樹委員、楨伸一委員、町山幹男委員、高梨誠二委員

(説明者及び事務局)

浦安警察署 生活安全課 岡田課長

教育委員会 生涯学習部 青少年センター 福島所長、小高

教育委員会 教育総務部 指導課 石川課長、矢作

健康こども部 吉泉次長

健康こども部 青少年課 飯塚課長 藤原課長補佐、鈴木係長、松元、中島、椿山

4 議題

- (1) 副会長選出
- (2) 令和5年中における少年非行等の状況について
- (3) 青少年センターの補導状況について
- (4) 青少年センターの相談活動について
- (5) ネットパトロールについて
- (6) いじめ問題について

5 議事の概要

(1) 副会長選出

委員の互選により、石黒委員が副会長に選任された。

(2) 令和5年中における少年非行等の状況について

令和5年中における少年非行等の状況について、浦安警察署生活安全課より資料に基づき非行少年等の検挙・補導人員、また刑法犯犯罪少年検挙の状況及びその構成比、刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移、令和5年中の取扱いケース例、闇バイト等の説明があり、その後、意見交換を行った。

(3) 青少年センターの補導状況について

青少年センターの補導状況について、教育委員会生涯学習部青少年センターより資料に基づき市内パトロール実績や補導状況等の説明があり、その後、意見交換を行った。

(4) 青少年センターの相談活動について

青少年センターの相談活動について、教育委員会生涯学習部青少年センターより資料に基づき相談実施状況や内容等の説明があり、その後、意見交換を行った。

(5) ネットパトロールについて

ネットパトロールについて、教育委員会生涯学習部青少年センターより資料に基づき実績や状況等の説明があり、その後、意見交換を行った。

(6) いじめ問題について

いじめ問題について、教育委員会教育総務部指導課より資料に基づきいじめの認知率及び解消率の説明があり、その後、意見交換を行った。

6 会議経過

(1) 副会長選出

浦安市青少年問題協議会条例第6条第3項の規定において、協議会に副会長を1人置くこととなっていることから、委員の互選により、石黒委員が副会長に選任された。

(2) 令和5年中における少年非行等の状況について

令和5年中における少年非行等の状況について、浦安警察署生活安全課より説明

《質問・意見》

委員： 非行少年等の検挙・補導人員について、不良行為少年は千葉県も浦安警察署管内も減少となっている。一方、非行少年は千葉県も浦安警察署管内も増加傾向にある。

不良行為が減っているにも関わらず非行少年が増えている原因はあるのか。

説明者： 不良行為少年が減少している一番大きい理由としては、民法上の成年年齢が18歳に引き下げられたことであり、全国的にも数が減っている。

例えば、飲酒の不良行為があった場合、民法改正前は19歳、18歳は少年補導としていた。しかし、民法改正後は、19歳の飲酒について基本は少年補導としていないことが大きな違いである。

あとはもう一つ、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、たまり場が減ってきているのが原因ではないかと考えている。

市内も以前ほど子どもたちが集まる場所が減っており、ネットでのつながり、SNSでのつながりを求めているのではと思っている。

SNSの犯罪に関しては、大人の犯罪も増えているため、同様に少年の犯罪も増えていると分析をしている。

副会長： 主な特徴点の部分、刑法犯犯罪少年というのは、あくまで浦安警察署管内で検挙されたということで、市内に住んでいる子どもということではないという理解でよいか。

説明者： そのとおりである。

副会長： 窃盗の中で万引きが多いということだが、対象の店舗の種別としてどこが多いか教えてほしい。

説明者： 大型ショッピングセンター、コンビニ、スーパーマーケットが多いと思っている。大規模で目が届きにくいことが大きな理由ではないかと思う。

委員： 浦安警察署管轄で14歳や15歳で大麻を扱っているという案件はあるか。

説明者： 浦安警察署管轄は、刑事課の取り扱いも含めて無い。

委員： 過去の犯罪を自白した場合、警察としては問えるのか。

説明者： 例えば少年院に入っている子が入所後に過去の非行を自白した場合には、時効が成立していない場合や裏付ける証拠があれば、当然捜査はしていく。

委員： 少し前だが、小学校4年生の子どもが学校のある日に、小さい子どもを連れて遊ばせ

ていた。学校はお休みし、お母さんは家で料理を作っているとのこと。

公園に遊びに行くとのことだったが、危ないと感じたため、こども家庭支援センターへ電話した。その後、こども家庭支援センターから浦安警察署へ電話していただき、子どもたちを保護し、お父さんお母さんが家から迎えにきた。

この体験から、やはり警察、地域、行政の連携が大事だと感じた。

副会長： 我々行政としても、縦割りに陥りがちなところがある。子どもの問題もどんどん複雑化、複合化してきていると感じているため、連携をいかに円滑にしていけるかが、今後のポイントとなる。

(3) 青少年センターの補導状況について

青少年センターの補導状況について、教育委員会生涯学習部青少年センターより説明

《質問・意見》

委員： 私は、補導員として青少年だけではなく、保護者や大学生、社会人にも声がけをしている。

冬場はどうしても日が暮れるのが早かったりし、自転車の無灯火が多いため、声がけをしているが、比較的若い人は聞いてくれるのに、大人がスルーしていく。なお且つ、イヤホンをしていたりして、私たちの声が聞こえていない現状があるため、逆に大人に交通マナーを伝えていかなければならないのではと日々実感している。

副会長： 市では交通安全の関係も所管しているので、我々も力を入れていかなければと感じている。

委員： 子どもはよく守る。注意も素直に聞ける。挨拶もする。大人は挨拶もしない。

私たち大人がしっかりしないといけないという風に思っているため、来年から浦安市の学校を全てコミュニティスクールとして整理する。これは文科省のいう学校運営協議会ではなく、学校、地域、連携運営協議会である。

学校の問題は今、地域の問題であり、家庭の問題である。これからは学校の問題ではなく、地域・社会全体の問題として考えていきたい。

もちろん学校も一緒に考えるので、是非ご支援ご協力をお願いしたい。

(4) 青少年センターの相談活動について

青少年センターの相談活動について、教育委員会生涯学習部青少年センターより説明

《質問・意見》

委員： 相談集計で、メールの相談が多いが、メールで相談があった場合、レスポンスの間がどうしてもあると思う。対応をどうしているか。

説明者： 基本的に月～金までの間は相談員がいるので、メールが確認できる時間帯は返せるものは、すぐに返すようにしている。

ただし、夜中などに来た場合は翌日に確認し、出来るだけ早く返すようにしている。

委員： いじめの件数が0だが、不登校となった原因がいじめの場合はどうなるか。

説明者： 相談を受けた際、不登校の相談とのことであれば、原因がいじめでも不登校とカウントしている。

副会長： 相談集計は、今年の会議で相談者別のところは資料の見せ方を工夫してくださいとの指摘から修正したということでしょうか。

説明者： その通りである。

副会長： 相談者別のところ、例えば本人とお母さんが一緒に来所された場合は主たる相談者、本人の方だけ計上しているということでしょうか。二重に計上はしていないということでしょうか。

説明者： その通りである。

副会長： 相談を受けて支援機関へ繋ぐにあたり、こども家庭支援センターに繋ぐ場合、例えば虐待が疑われる場合でも同意はいるのか。事案の案件として緊急性が高いと判断した場合は特に同意なく繋いでも法的には問題なかったと思うが。

説明者： 緊急性がある場合は、すぐにこども家庭支援センターに入ってもらえることはある。ただし、今回はあまり緊急性があるものがなかったため、相談者に了解を取ったうえで繋いだ。

委員： この資料の件数にも入らない、市内でも発生している問題が多くあると思うし、青少年センター以外にも被害の相談があり、この数字は氷山の一角であると考えて青少年と接している。

たばこ、お酒などを含め、インスタグラムで多く拝見しているので、まず状況を把握しなければならない状況にある。

この数字に表れていない部分をどう探すのかということも非常に大きな問題であると考えている。学校の先生が疲弊している状況で、相談をできる大人がいないのも今の市の現状、世の中の現状である。

親あるいは先生、この二つの大きな大人たちが非常に疲れているというところもあって、相談ができなくて結局ネットに逃げてしまうという現状は今でも変わらないし、中学3年生のうちの子どもも多少ネットに傾きつつある。その部分は無視できない。

地域に相談できる大人がちゃんとセカンドオピニオンを持って、この子にとってのサポーターは誰なのかということ、日々考えながら子どもたちと接していかないといずれ犯罪に関わってしまうだろうと思うので、相談しやすい雰囲気、相談しやすい浦安の街づくりというのが学校だけではなく市全体での取り組みとして必要と考える。

副会長： この場を出している数字は、あくまで相談機関の一つである青少年センターで受けた数だけなので、他にもこども家庭支援センターはじめ、市の相談機関で受けている相談がもっと多くある。

相談しやすい体制・状況をどう作っているかは悩ましいことで、我々としても色々と考えており、手立てを打っているつもりではあるが、中々特効薬にはなっていない認識はある。

県では、学校の中で心理面等の相談を受けているスクールカウンセラーを学校単位で置くという制度があるが、週1日と限られており、相談したいときにいつでも相談できる体制になっていない。

浦安市は平成9年から市の単独の措置として、各学校にスクールライフカウンセラーを週4日配置している。

県のスクールカウンセラーが週1しかないので、残りの4日を市単独で補い、毎日学校にはカウンセラーがいる状況を作り、それを続けている。

ただ、あくまで学校の中にいるので、学校の中だと相談しづらいことも考えられたため、今年度からの新たな試みとして、地域包括支援センター、高齢者の相談を受け

る通称“ともづな”にスクールライフカウンセラーに出張に来ていただき、そこで相談を受けるということ、去年の9月から試行的に始めたのだが、そこそこ相談件数が増えてきているという現状がある。

学校の中だと相談しづらいという方に対して相談窓口を広げられればということで、そういう試みも始めている。

間口をどんどん広げていくことが、行政としては今後も必要となってくるため、少し拡充していく方向で考えていきたい。

(5) ネットパトロールについて

ネットパトロールについて、教育委員会生涯学習部青少年センターより説明

《質問・意見》

委員： 学校種別の小学校で、7月は13件と多いがなぜか。

説明者： 一人が色々なサイトの検索で引っかかったため、件数が多くなっている状況である。

委員： 小学校のSNSの利用に関して、利用の低年齢化もあり、非常に危険な場面もあったと聞いた。実際小学校において携帯の使用率が非常に高まっていると思うが、SNS利用に関する指導はどのような状況なのか。

説明者： 小学校における指導の例として、長期休暇の前に危険性について子どもたちに具合例をあげて指導を行っている。そのほか、本市情報教育活用能力の体系表の中で、各学年で指導してほしい部分を示しているの、それを基に各学校で指導していると認識している。

委員： 参考に、小・中学校PTA連絡協議会では、SNSの危険性などについて保護者向けの防犯セミナーを実施した。

市内の小中どちらでも参加でき、具体的には、スマホを持たせた場合のペアレンタルコントロールを親がしっかりするべきということ、保護者が今しっかりと知識をもつ、状況によっては子どもは保護者よりも知識を持っていて、どんどん危険に踏み込んでしまうということ、外部の先生を招いて講習をした。

講師の言葉で印象的だったのが、SNSとかインターネットの世界は特別な世界と認識してしまうところがあるが、今は公共の場と一緒にいると認識するべきであるという言葉である。

(6) いじめ問題について

いじめ問題について、教育委員会教育総務部指導課より説明

《質問・意見》

委員： いじめの問題について、男女の差は把握しているか

説明者： 男女別では取っていない。

女子の場合は、仲間外れや友人関係からいじめを受ける、男子は恥ずかしいこと、いやな写真を撮られたなどということがあった。

委員： 児童・生徒の発達を踏まえ、いじめの未然防止教育を推進しているとのことで研修等を実施していると思うが、研修は年何回していてどのように連携を図っているのか。

説明者： 研修会については、生徒指導研修会として年3回実施しており、そのなかで事例研修なども行っている。

委員： 年4回アンケートを行い、現場ではいじめをなくそうと頑張っているのはよくわかった。アンケートでいじめられていると記述した児童生徒に対して学校ではどのような対応をしているのか。

説明者： アンケートでいじめをされていると記載があった場合には、まず学級担任等が内容をよく聞き取る。その子の思いに寄り添いながらどんな対応ができるか考える。

場合によっては、保護者や関係者にも聞き取りを行っている。心のケアが必要な場合は、スクールライフカウンセラーが入り、状況や思いを聞くことが最初の対応になる。

委員： いじめの解消率の認定の基準は何か。本市ではいじめ解消が高いようなので、先生方の努力であるかと思うが、いじめの解消の認定方法、認定基準を教えてください。

説明者： いじめの解消について、文部科学省の目安で少なくとも3か月、いじめ行為が止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状況を解消としている。このことから浦安市は12か月を3で割り、年4回以上アンケートを取っている。

また、全体の件数と解消の件数から、解消率を出している。

委員： いじめ問題は学校の運営の中で大きな柱のひとつとして取り組んでいるのは事実である。ただ一方でこのようなご心配をお掛けしているのは事実なので、今後さらに努力をする所存である。

ここからの話は特定の学校ではなく、私個人の今までの経験を踏まえた小中学校の総合的な知見、考察と捉えていただければ。

まず、いじめ問題は全教職員のアンテナを高くしている。様々な未然防止、早期発見早期対応ということで、敏感になっている。ただ、過敏すぎる場合もあることも事実である。

ただし、過敏だからと言って軽視していることは一切ない。子どもや親の言葉やふるまいや色々なところから見て、これはいじめの可能性があるなどか、思っているなところがあれば、迅速に対応する。担任もそうだが、アンケートは配布の時点で管理職が関わることも多く、その対応は、カウンセラーをはじめ、例えば信頼している先生に対応してもらおうということもある。

学校は教科の勉強だけではない。友達とどうやって上手に関わって集団の中で自分を輝かせていけるかということが学校の学びの大きなところである。

いじめ問題は重大な事態に発展しかねない事案も当然あるので、早期発見はきわめて重要であり、重大・軽微ということではなくて、学校を上げてどの学校も全力を尽くしていくところだと思うが、皆さんの話を聞き、益々きちんと、更に意識を高めていく必要があるなど思った。

事実としては、子どもに十分寄り添っているつもりである。聞き取りや対応や、子ども同士のトラブルも人間関係が再構築するまで見届けて、見守っている。

また、いじめ防止対策推進法も順守しており、関係機関との連携がとても大切なため、来年度からコミュニティスクールも評価をして、色々なところと手を組んで子どもたちの安心や学びを高めていきたい。

以上で、令和5年度浦安市青少年問題協議会は閉会した。

問い合わせ先 健康こども部 青少年課 担当：中島 電話：047-712-6450